

資料 1

報告書の骨子について

「地方議会議員年金制度検討会」報告（案）

【目次】

1. はじめに

2. 地方議会議員年金の意義・性格

- (1) 基本的な考え方
- (2) 被用者年金の加入状況
- (3) 地方議会議員年金受給者実態調査
- (4) 特権的ではないかと指摘されている点について
 - ① 年金額の水準
 - ② 年金受給資格を得る期間
 - ③ 被用者年金との併給
 - ④ 都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会からの重複支給

3. 地方議会議員年金の財政状況

- (1) 平成 18 年検討会における財政見通しの検証
- (2) 財政見直し（基準試算）について
- (3) 合併がなかったと仮定した場合の財政見直しについて

4. 給付と負担の見直し案について

- (1) 給付と負担の見直しに当たっての考え方
- (2) 給付と負担の見直し案（A案）について
 - ① A案の考え方
 - ② 収入面の見直し
 - ③ 給付面の見直し
 - ④ A案に対する意見
- (3) 給付と負担の見直し案（B案）について
 - ① B案の考え方
 - ② 収入面の見直し
 - ③ 給付面の見直し
 - ④ B案に対する意見
- (4) その他見直しをする事項について
 - ① 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化
 - ② 給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実
 - ③ 転給制度の廃止

- ④ 市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織の統合
- ⑤ 積立金の運用
- ⑥ その他見直しをする事項の影響額
- (5) 見直しをしない事項について
 - ① 年金受給資格の見直し
 - ② 遺族年金の支給率の見直し
 - ③ 退職年金の支給開始年齢の見直し
 - ④ 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し
 - ⑤ その他の論点
- (6) 既裁定者の取扱いに係る憲法上の論点
 - ① 既裁定者に対する給付の引下げについて
 - ② 給付の引下げと財産権の保障との関係について

5. 廃止をする場合の考え方について

- (1) 廃止する場合の考え方について
 - ① 基本的な考え方
 - ② 現職議員の給付の取扱い
 - ③ 退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付の取扱い
 - ④ 退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付の取扱い
- (2) 廃止する場合に必要な費用
- (3) 廃止をする場合の考え方に対する意見

6. 終わりに

1. はじめに

地方議会議員年金制度は、地方議会議員の互助年金制度として、昭和 36 年に議員立法により創設され、昭和 37 年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行されてから、数次の改正を経て今日に至っている。

平成 14 年には、地方議会議員の年金財政の状況に鑑み、現役会員及び地方公共団体の負担の引上げ、給付水準の引下げ等の見直しが行われ、平成 18 年には、市町村合併の進展等による年金財政の悪化に対応するため、現役会員及び地方公共団体の負担の引上げ、市町村合併の特例措置として激変緩和負担金の創設、既裁定者を含む給付水準の引下げ、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「市・町村議会議員共済会」という。）の財政単位の一元化等の見直しが行われた。

しかしながら、市町村合併が平成 18 年改正で見込んだ以上に大規模に進展したことに加え、行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減が積極的に行われたことにより、市・町村議会議員共済会の年金財政が予想を上回って急速に悪化し、年金等の給付に大きな支障が生じることが見込まれるに至った。

また、都道府県議会議員共済会においても、行政改革に連動する会員数の減少等があったことから、今後の対応策を講じる必要が生じた。

本検討会においては、このような状況を踏まえ、平成 21 年 3 月以来、地方議会議員年金制度の今後のあり方について議論を重ねた。

2. 地方議会議員年金の意義・性格

(1) 基本的な考え方

昭和 36 年に議員立法により制定された地方議会議員互助年金法の目的は、「地方公共団体の議会の任務の重要性に鑑み、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度」を設けようとするものとされており、まずは任意加入の互助年金として位置付けられたところである。

地方議会議員互助年金法においては、「将来とも永続する互助年金とすべく確固たる法の裏付けをするため、地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、それに統合すること」とされており、同法附則第 4 項において、その旨規定されたところである。

昭和 37 年に地方公務員共済組合法に移行した際には、国会議員互助年金法に準じた制度とすることとし、強制加入の制度とするとともに、掛金のみで給付を賄いきれない場合には、公費負担をする規定を設けることとしたものの、その意義・性格については、互助年金的な位置付けを変更しなかったところである。

一方、昭和 33 年に制定された国会議員互助年金法については、「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 36 条の規定に基づき定めるものとする。」と規定されており、「退職金」としての位置付けがなされていたところである。

また、地方議会議員年金は、国民年金や厚生年金と重複加入が可能であることを踏まえれば、強制加入ではあるものの、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないものと考えられる。

以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であるとこれまで位置付けられてきたところである。

本検討会においては、地方議会議員年金の意義・性格を検証するため、次の(2)(3)の調査を行った。

その結果、約 4 分の 3 が被用者年金に加入していないことや、議員年金が受給者の総収入の約 4 分の 1 を占めることが明らかになったことにより、実態面から、地方議会議員年金が議員退職後の老後の生活を保障する機能

も有していると考えられるところである。

(2) 被用者年金の加入状況

各共済会における現職議員の被用者年金の加入状況を調査したところ、被用者年金に加入している地方議会議員は、都道府県議会議員は 42.3%、市議会議員は 25.2%、町村議会議員は 21.6%、地方議会議員全体では 25.0%となっていることが明らかとなった。

現職議員のうち約 75%は、被用者年金に加入していないところであり、これらの者にとっては、地方議会議員年金が、基礎年金以外の収入源として、老後の生活にとって重要な役割を果たしていると考えられる。

(3) 地方議会議員年金受給者実態調査

本検討会においては、地方議会議員年金が受給者にとってどのような役割を果たしているかを調査するため、厚生労働省が老齢年金受給者に対して行っている「老齢年金受給者実態調査」と同様の質問項目を設けた大規模なアンケート調査（地方議会議員年金受給者実態調査）を都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会と協力して平成 21 年 7 月に実施し、地方議会議員年金受給者の収入、支出、就業状況等について調査を行った。

この結果、地方議会議員年金の退職年金受給者の夫婦世帯については、平均総収入が 418.1 万円で、老齢年金受給者の 406.8 万円とほぼ変わらない中で、公的年金については、地方議会議員が 200.4 万円、老齢年金受給者が 262.5 万円と差が生じており、地方議会議員年金 103.2 万円がその分を補っていることが明らかになった。

仮に、地方議会議員年金がなかった場合には、地方議会議員の退職年金受給者にとって総収入の約 24.7%が減少することとなり、老齢年金受給者と比べ、91.9 万円少ない状況となることになる。

また、地方議会議員年金の遺族年金については、比較できる他の公的年金における遺族年金に関する調査が存在しないが、地方議会議員年金の遺族年金を受給している女子単身世帯についてみると、総収入 184.9 万円のうち、地方議会議員年金が 49.6 万円であり、総収入に占める割合は、26.8%となっている状況である。

したがって、地方議会議員年金は地方議会議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していると考えられる。

ただし、個別の受給者それぞれの収入と地方議会議員年金の額の分布を見れば、退職年金と収入の多寡との間には明確な相関関係は見られないところであり、個々の受給者にとって生活保障的な意味合いは異なる点については留意が必要である。

(4) 特権的ではないかと指摘されている点について

地方議会議員年金について、特権的ではないかと批判を受ける場合があるが、必ずしも正確な制度理解や実態を踏まえた批判ではない場合が多いことから、代表的な次の4項目について、以下整理する。

① 年金額の水準

地方議会議員年金の平均年金額（平成19年度）は、約95万円であり、都道府県議会議員年金が195万円、市議会議員年金が103万円、町村議会議員年金が68万円となっている。

なお、廃止された国会議員互助年金の平均年金額が443万円（平成17年度）であった。

② 年金受給資格を得る期間

地方議会議員年金の受給資格を得るのに必要な在職期間は12年であり、公的年金の25年と比較して、短期間である。

しかしながら、地方議会議員は選挙により選出されることから、制度に継続して加入できるとは限らず、制度間で加入期間が通算される公的年金と同列に論じることはできない。

仮に、受給資格を得る期間を公的年金並みの25年に延長した場合、少なくとも7回当選しなければ年金を受給できないことになり、受給者が極めて少数になる。また、年金受給資格を得る期間を延長した場合には、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

また、負担については、地方議会議員年金の総報酬に対する負担割合は、都道府県議会議員年金が9.3%、市議会議員年金が13.6%、町村議会議員年金が13.9%となっているが、廃止された国会議員互助年金は5.7%、老齢厚生年金は5.757%であり、地方議会議員年金の負担はより高い仕組みとなっている。

③ 被用者年金との併給

地方議会議員年金は、被用者年金との併給が可能である。

しかしながら、上述(2)の調査のとおり、現職議員のうち4分の3は、被用者年金に加入していないところであり、これらの者にとっては、地方議会議員年金が、基礎年金以外の収入源として、老後の生活にとって重要な役割を果たしていると考えられる。

また、被用者年金に重複して加入していた期間については、年金額の40%（公費相当分）を控除する仕組みとなっており、被用者年金の上乗せ支給とは必ずしも言えない。

④ 都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会からの重複支給

地方議会議員年金は、都道府県議会議員共済会、市・町村議会議員共済会それぞれの共済会で受給資格を満たせば、それぞれの年金を受給することが制度的には可能となっている。

しかしながら、実態としては、地方議会議員共済会間で重複をして受給資格を満たしている者は、年金受給者全体の1%未満しか存在せず、極めて稀なケースであり、地方議会議員全員が重複支給しているかのように考えるのは適切ではない。

3. 地方議会議員年金の財政状況

(1) 平成18年検討会における財政見通しの検証

平成18年の制度改正は、平成14年の制度改正で対応することのできなかった市町村合併の進展による影響に対する対応策を講じることとするために行われたものであった。しかしながら、制度改正後においても、市・町村議会議員共済会では財源不足が生じる見込みとなったことから、本検討会においては、平成18年の制度改正の前提となった平成18年地方議会議員年金制度検討会における財政見通し（以下「平成18年財政見通し」という。）について検証を行った。

その結果、都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会のいずれも、支出面においては、三共済会が平成21年8月に行った平成23年度までの実態調査（以下「共済会調査」という。）が平成18年財政見通しを下回っており、財政収支上はプラスに働いている一方、収入面においては、共済会調査が平成18年財政見通しを大きく下回っており、財政収支上はマイナスに働いていることが判明した。つまり、共済会調査と平成18年財政見通しとの乖離の主な原因は、収入面における乖離であることが明らかになった。

収入面における乖離の原因は、都道府県議会議員については、平成 18 年財政見通しにおいては平成 23 年度の会員数を 2,853 人と見込んでいたが、共済会調査では 2,673 人と見込んでいること、また、報酬についても平均報酬月額が平成 18 年財政見通しにおいては 685,000 円と見込んでいたが、共済会調査では 620,000 円と見込んでいることがあげられる。

市・町村議会議員については、平成 18 年財政見通しにおいては、平成 23 年度会員数を 37,959 人と見込んでいたが、共済会調査では 32,267 人と見込まれ、12%の乖離があるとともに、報酬についても、平成 18 年財政見通しにおいては平成 23 年度の平均報酬月額を 393,293 円と見込んでいたが、共済会調査では 355,351 円と見込まれ、10%の乖離があり、このような乖離が生じた原因は、平成 18 年地方議会議員年金制度検討会が想定した以上に市町村合併が予想を上回って進展したこと、合併をしていない市町村を含め、行政改革に伴う議員の定数削減や報酬削減が予想を上回るペースで行われたことによるものと考えられる。

(2) 財政見通し(基準試算)について

市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)(以下「市町村合併特例法」という。)に基づく市町村合併の進展により、市・町村議会議員共済会においては、極めて短期間に会員数が約 4 割減少した。

また、市町村合併の影響を直接には受けない都道府県議会議員共済会においても、行政改革に伴う定数削減等が行われている。

このような状況において、本検討会においては、今後約 20 年間の財政見通しについて、「(1)平成 18 年検討会における財政見通しの検証」の結果を踏まえ、次のとおり、厳しい前提条件を置いて試算をした。

- ・ 都道府県議会議員共済会の会員数は、過去統一地方選挙ごとに定数が平均で 33 人減少していることを踏まえ、統一地方選挙ごとに 33 人減少することとする。
- ・ 市・町村議会議員共済会の会員数は、平成 23 年度までは共済会独自の調査に基づく会員数とし、それ以降の会員数は合併の影響を除いた平成 11 年度から平成 16 年度の約 5 年間における減少率の平均を採用し、市議会議員共済会の会員数は毎年マイナス 0.85%、町村議会議員共済会の会員数は毎年マイナス 1.17%とする。
- ・ 都道府県議会議員共済会の報酬については、現在、すべての団体の報

酬が標準報酬月額の上限である 62 万円を上回っていることから、今後も 62 万円で一定とする。

- ・ 市・町村議会議員共済会の報酬については、平成 17 年から平成 20 年の 4 年間ににおける平均報酬月額の減少率（合併により町村が市に移行したことに伴う報酬の引き上げの影響を除く。）を採用し、市議会議員共済会の報酬改定率は毎年マイナス 0.12%、町村議会議員共済会の報酬改定率は毎年マイナス 0.26%とする。
- ・ 運用利回り等については、最近の実績を勘案して設定する。

上記前提のもとに試算した結果、市・町村議会議員共済会は平成 23 年度に積立金が枯渇し、平成 23 年度から平成 43 年度までの約 20 年間ににおける財源不足額は、約 2,998 億円（平成 43 年度において一定の積立金を残すことを考えれば、必要額は約 3,400 億円）になることが明らかになった。

また、都道府県議会議員共済会は平成 33 年度に積立金が枯渇し、平成 23 年度から平成 43 年度までの約 20 年間ににおける財源不足額は、約 49 億円（平成 43 年度において一定の積立金を残すことを考えれば、必要額は約 110 億）になることが明らかになった。

このように、いずれの共済会においても、収支状況は非常に厳しいものとなっている。

(3) 合併がなかったと仮定した場合の財政見通しについて

本検討会では、市町村合併に伴う市議会議員年金及び町村議会議員年金（以下「市・町村議会議員年金」という。）の財政に対する影響がどのようなものであるのかを把握するため、仮に合併がなかったとした場合にどのような財政見通しになるのか、次の前提条件で試算した。

- ・ 平成 11 年度からの市町村合併を対象とする。
- ・ 平成 11 年度から平成 14 年度までは、合併が極めて少数であることから、決算値を使用する。
- ・ 平成 15 年度以降は、(2)の前提の下に行った試算（以下「基準試算」という。）の前提（会員減少率については市議会議員共済会でマイナス 0.85%、町村議会議員共済会でマイナス 1.17%、報酬改定率については市議会議員共済会でマイナス 0.12%、町村議会議員共済会でマイナス 0.26%）を使用して試算をする。
- ・ 平成 18 年改正において措置された市町村合併の進展による影響に対する激変緩和負担金（4.5%）については、合併がなかったと仮定した場合には措置されなかったものであるため、当該試算においては考慮しない。

上記前提に基づき、試算をした結果、合併がなかったと仮定した場合の試算においても、平成 11 年度から平成 43 年度までの累積で収支は約 3,030 億円の赤字となり、同期間における基準試算（激変緩和負担金を除く。）の赤字が約 5,664 億円であることから、その差額である約 2,634 億円が市町村合併の影響であると考えられる。

平成 18 年改正による激変緩和負担金（4.5%）により、当該期間においては、約 751 億円を措置していることから、未措置の合併影響分は、合併影響分の約 2,634 億円から既に措置をした約 751 億円を差し引いた、約 1,883 億円と考えることができる。

4. 給付と負担の見直し案について

本検討会では、次のとおり給付と負担の見直し案について検討した。

(1) 給付と負担の見直しに当たっての考え方

給付と負担の見直しを行うに当たり、次の考え方を踏まえ、概ね 20 年後においても安定した給付が可能となるよう検討を行った。

第一に、市・町村議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては、国は、市・町村議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされていること。

第二に、地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であり、現実に、地方議会議員及びその遺族の老後の生活を保障する機能も有していること。

第三に、平成 18 年に廃止された国会議員互助年金（国費負担：議員負担＝7：3）と異なり、地方議会議員年金は、これまで議員本人が 6 割を負担する互助的な年金として運営されてきたこと。

なお、今後とも安定的な給付を行うためには、財政再計算ごとに、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

(2) 給付と負担の見直し案（A 案）について

① A 案の考え方

市・町村議会議員年金は、市町村合併の影響を大きく受けたことから、

激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年5割程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

② 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況を踏まえると、年金財政安定化のために、一定の収入面の見直しを行うこととする。

しかしながら、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とでは財政状況等に相違があるため、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金の場合を分けて収入面の見直しを行うこととする。

(7) 市・町村議会議員年金

掛金率については、これまでの制度改正により、すでに相当程度高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、更に一定の引上げを行うことはやむを得ない。

特別掛金率についても、平成14年改正及び平成18年改正において、すでに大幅な引上げを行っているものの、年金財政の状況を踏まえ、更なる引上げを行うこととする。

平成18年改正により導入された市町村合併の影響に対する特例措置として設けられた激変緩和負担金についても、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分が残っており、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことに鑑み、強化することとする。

一方で、負担金の水準については、住民の理解を得られるものとなるよう、激変緩和負担金も含めた公費負担率を5割以下にとどめることとし、激変緩和負担金を除く公費負担率については、これまで議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営してきたことを踏まえ、概ね4割とすることとする。

以上の観点を踏まえ、収入面の見直しについては、平成23年度から平成30年度までの掛金率を17.5%、特別掛金率を13%、負担金率を14.5%とし、平成31年度以降は、掛金率を16.5%、特別掛金率を9%、

負担金率を 13%とする。

また、市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金は、平成 43 年度まで延長した上で、その率は、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間は、7.8%とし、残りの期間は、6.8%とする。

なお、この場合、平成 23 年度から約 20 年間で、未措置の合併影響分（約 1,883 億円）に対して、激変緩和負担金により約 7 割（約 1,296 億円）が対応されることになる。

(イ) 都道府県議会議員年金

年金財政の状況を踏まえると、掛金率・特別掛金率については一定の引上げが必要であり、掛金率は 13.5%に、特別掛金率は 2.5%に引き上げるが、負担金率については据え置くこととする。

③ 給付面の見直し

厳しい年金財政を改善するために、掛金等の引上げのみにより対応することとした場合には掛金等の大幅な引上げが必要であり、現役会員の過大な負担増となることから、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられない。

その際、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とでは、年金財政の状況等に相違があるものの、地方議会議員年金制度が「地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金制度」であるという制度の趣旨・性格は、都道府県議会、市議会、町村議会の区分にかかわらず同じであることから、給付については、従来どおり同一の取扱いとすることとする。

以上の観点から、給付については、平成 14 年改正において、既に年金算定基礎率を 150 分の 50 から 150 分の 40 に 20%引き下げていること、平成 18 年改正において 150 分の 40 から 150 分の 35 まで更に 12.5%引き下げていることを勘案し、年金算定基礎率を 150 分の 31.5 まで更に 10%引き下げることとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数（12 年）を 1 年超えるごとに年金算定基礎率に加算される加算率（現行 150 分の 0.7）についても、年金算定基礎率と同様に 10%引き下げることとし、150 分の 0.63 とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者の給付についても10%引き下げることとする。

また、平成18年改正においては引下げを行わなかった、既に受給をしている遺族年金受給者についても応分の負担を求めることとし、給付を10%引き下げることとする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げについては、(6)でさらに詳しく検討するが、給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、支給率を10%引き下げることとする。

④ A案に対する意見

本検討会では、A案について、次のとおり意見があった。

- ・ 財源不足のうち、未措置の合併影響分が激変緩和負担金により7割しか措置されていないのは問題であり、合併特例法で必要な措置を講じるとしたからには全額公費で対応するべきであるとする意見があった一方、合併影響分の7割を激変緩和負担金により対応すれば合併特例法の趣旨からも十分であると考えられるべきではないかとの意見があった。
- ・ 掛金率・特別掛金率が高すぎる中でさらに引き上げるのは、現役議員にとってはこれ以上の負担に耐えられないとの意見があった。
- ・ 現役議員の給付率については、平成14年改正、平成18年改正で既に3割引き下げられており、さらに1割引き下げるのは問題であるとの意見があった。
- ・ 激変緩和負担金を除く公費負担率については、地方議会議員年金の生活保障的な機能を踏まえ、他の公的年金と同様に、5割にするべきとの意見があった。

(3) 給付と負担の見直し案（B案）について

① B案の考え方

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、激変緩和負担金を3倍以上に強化して対応することとし、市町村合併以

外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

② 収入面の見直し

(7) 市・町村議会議員年金

平成 18 年改正により導入された市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金については、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことに鑑み、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分に対して、全額激変緩和負担金として公費で対応することとする。

その場合、市町村合併の特例措置として設けられた激変緩和負担金は、その率を 14%に引き上げ、平成 33 年度まで延長した上で、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 年間に漸減し、平成 39 年度に廃止することとする。

その上で、これまで議員本人が 6 割を負担する互助的な年金として運営してきたことを踏まえ、激変緩和負担金を除く公費負担率が概ね 40%となるようにすることとし、これを踏まえ掛金率・特別掛金率・負担金率を調整し、掛金率を 17%、特別掛金率を 10%、負担金率を 14%にそれぞれ引き上げることとする。

なお、この場合、激変緩和負担金を含む公費負担率は 10 年以上の期間にわたり、5 割を超える (57.4%) こととなる。

(1) 都道府県議会議員年金

上述の考え方から、掛金率は 13.5%に、特別掛金率は 4%に、負担金率は 10.5%にそれぞれ引き上げることとする。

③ 給付面の見直し

A 案と同様に、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられず、都道府県議会、市議会、町村議会の区分にかかわらず従来どおり同一の取扱いとすることが必要であり、年金算定基礎率を 150 分の 33.25 まで更に 5%引き下げることとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数（12年）を1年超えるごとに年金算定基礎率に加算される加算率（現行150分の0.7）についても、年金算定基礎率と同様に5%引き下げることとし、150分の0.665とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求めることが必要であり、既裁定者の給付についても5%引き下げることとする。

また、平成18年改正においては引下げを行わなかった、既に受給をしている遺族年金受給者についても応分の負担を求めることとし、給付を5%引き下げることとする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げについては、(6)でさらに詳しく検討するが、給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、支給率を5%引き下げることとする。

④ B案に対する意見

本検討会では、B案について、次のとおり意見があった。

- ・ 激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割近くになるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見や、合併の影響をすべて公費で対応するのは理解が得られないのではないかとする意見があった。
- ・ 掛金率・特別掛金率が高すぎる中でさらに引き上げるのは、現役議員にとってはこれ以上の負担に耐えられないとの意見があった。
- ・ 現役議員の給付率については、平成14年改正、平成18年改正で既に3割引き下げられており、さらに5%引き下げるのは問題であるとの意見があった。
- ・ 激変緩和負担金を除く公費負担率については、地方議会議員年金の生活保障的な機能を踏まえ、他の公的年金と同様に、5割にするべきとの意見があった。

(4) その他見直しをする事項について

① 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化

高額所得者に対しては、退職年金の額と前年の所得の額に応じて、退職年金の一部が支給停止されている。

今回の給付と負担の見直し案では、地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するため、既裁定者も含めて給付の引下げを行うこととしているが、地方議会議員年金が互助年金であるという基本的性格や議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していることを踏まえると、生活に余裕のある高額所得者に対して更なる協力を求めることが必要である。

また、廃止された国会議員互助年金については、高額所得者に対する一部支給停止措置が強化されていることも踏まえる必要がある。

このため、国会議員互助年金と同様に、退職年金の多寡によらず、所得額に応じて支給停止を行うこととし、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得（総所得金額ベース）との合計額が 600 万円を超えるときは、当該超える額の 2 分の 1 に相当する額の年金の支給を停止することとする。

ただし、給付と負担の見直しをして制度を存続する場合、国会議員互助年金の廃止に伴い設けられた退職年金の一部支給停止の強化策を導入することは適当ではないことから、一定の配慮が必要ではないかとする意見もあった。

また、受給者が市町村から課税証明書を取得して共済会に提出する方法も考えられるが、高齢の受給者に対し面倒な手間をかけさせる上、受給者にとっては不利益処分にあたる場合もあることから、共済会職員の守秘義務を強化した上で、各共済会が市町村に対して受給者の所得情報を請求できることとする方向で検討を行うべきである。

② 給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実

平成 18 年改正においては、既裁定者について給付を 10% 引下げた後の退職年金が最低保障額よりも少ない場合には、最低保障額を退職年金の額として支給することとされているが、年金額の多寡ではなく受給者の所得を基準として給付の引下げの有無を決定するべきである。

個人住民税の非課税措置は、担税力のない又は著しく薄弱の者に対する措置であり、そのような者に対しては、実質的に給付の引下げ前の水

準を維持することとする。

③ 転給制度の廃止

遺族年金受給者が失権し、さらに定款に規定する後順位の遺族がいるときは、その者に遺族年金が支給される転給制度については、厚生年金では存在しない制度であり、国民の理解が得られないことから、すでに受給されている遺族からの転給も含め、廃止することとし、転給を行わないこととする。

④ 市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織の統合

平成 18 年改正において、市議会議員共済会と町村議会議員共済会は、財政単位を一元化したところであるが、両共済会の組織力の向上と効率性を確保するため、市議会議員共済会と町村議会議員共済会は組織統合するべきである。

統合に当たっては、平成 23 年度の統一地方選挙時における給付事務の対応、新たな管理・庶務事務のための体制構築等があることから、統合のために必要な準備期間を確保するとともに、年金給付システムの統合については安全で確実な方法で段階的に進めることも検討するべきである。

⑤ 積立金の運用

給付と負担の見直しをした場合においても、特に、平成 23 年度から当面は市・町村議会議員共済会の積立度合が極端に低いことから、退職者の数によって年度途中の支給月に資金が不足する可能性も全く否定できないことから、例外的な措置として各共済会の積立金の運用として、共済会間で一時的な資金の貸し借りができるようにするべきである。

⑥ その他見直しをする事項の影響額

今回の見直しにおいて、①高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化及び②給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実を行う場合、これらが年金財政に与える影響は比較的大きいことが予想されるが、現在では、全受給者の所得を把握していないことから、正確な見通しを立てるのは困難である。

その前提のもと、地方議会議員年金受給者実態調査等を踏まえ、上記①及び②の措置の影響額について粗い試算をしたところ、A案においては、平成 43 年度の積立金を一定程度確保するためには、掛金等の「臨時のかさ上げ期間」を、8 年（平成 23 年度から平成 30 年度まで）から 1

～2年程度（平成23年度から平成32年度程度まで）延長する必要がある可能性もある。

次回財政再計算においては、①及び②に関する一定のデータがそろふことから、試算の精度をあげてその影響額について検討をする必要がある。

(5) 見直しをしない事項について

① 年金受給資格の見直し

地方議会議員年金の受給資格要件である在職年数は12年とされているが、給付の見直しという観点からは、年金受給資格要件を12年より長い期間とすることも考えられる。

しかしながら、年金受給資格要件の延長は、退職一時金支出の増加を招き、特に年金財政の状況が厳しい今後10年間の収支を悪化させ、更に追加的な対応策が必要となる可能性がある。また、年金受給資格要件を延長すれば、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

以上のことから、年金受給資格要件については、見直しを行わないこととする。

② 遺族年金の支給率の見直し

遺族年金の額は、退職年金の2分の1に相当する額とされているが、給付の見直しという観点からは、遺族年金の支給率を引き下げること、あるいは新たに発生する遺族年金の廃止も考えられる。

しかしながら、遺族年金の支給率が、厚生年金等における遺族年金の支給率が4分の3であることと比べて、既に低い水準にあること、死亡により退職する者等の遺族の生活も配慮すべきであること、また、今回の対応策の内容である退職年金の引下げは、将来的な遺族年金の引下げ効果を有することから、遺族年金の支給率は現行どおり退職年金の2分の1とすることとする。

③ 退職年金の支給開始年齢の見直し

地方議会議員年金は65歳から支給されるが、本人の意思にかかわらず選挙により制度への加入・脱退が行われるため、会員の議員歴に基づく経過措置を規定している。このため、公的年金の支給開始年齢とは異なる者が存在するが、極めて少数であり、見直し対象となる者にとっては

年金受給の期待権が著しく害されること、見直しによる財政効果がほとんどないことから、見直しは行わないこととする。

④ 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

地方議会議員は、地方議会議員年金の他に被用者年金に加入している場合には、加入が重複する期間について、議員年金額から4割（公費相当部分）を控除することとされている。

この控除割合については、市・町村議会議員共済会においては、市町村合併の影響に対応するための負担金が措置されている期間は、公費負担率がA案で約5割、B案で約6割（57.4%）となることが見込まれることから、実態に合わせて割合を引き上げることも考えられる。

しかしながら、市町村合併の進展に伴う影響に対する措置の期間における公費負担率の上昇は、市町村合併の影響に対応するための措置を行った結果であることから、当該措置まで含めて公費相当部分の控除を実施することは、当該措置の趣旨から妥当ではない。

A案及びB案では、当該措置を除いた市・町村議会議員共済会の公費負担率は4割程度であり、また、都道府県議会議員共済会の公費負担率も4割程度にとどまる見通しであることから、控除割合は4割にとどめることとする。

⑤ その他の論点

検討会においては、特別掛金についても相当する公費負担を導入すべきという指摘や総報酬制の導入の指摘もあったところであるが、今後の地方議会議員の報酬のあり方と合わせて検討していくべきである。

また、公的年金との通算について指摘があったが、地方議会議員年金の基本的な性格を踏まえ、慎重に検討するべきである。

(6) 既裁定者の取扱いに係る憲法上の論点

① 既裁定者に対する給付の引下げについて

既裁定者に対する給付については、平成18年改正において、10%の引下げを行ったところである。

しかしながら、地方議会議員年金制度を長期的に安定した制度とするために、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げ、激変緩和負担金

の充実・延長、高額所得者に対する支給停止の強化、市・町村議会議員共済会の統合を行う今回の給付と負担の見直し案（A案・B案）にあつては、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成18年改正においては引下げを行わなかった既に支給をしている遺族年金受給者も含めて、既裁定者にも更なる応分の負担を求めることが必要である。

また、既に述べたように、市・町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とでは、年金財政の状況等に相違があるものの、そもそも地方議会議員年金制度は、都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員に共通する地方議会議員の任務の重要性を考慮して設けられたものであり、そのため、現行法においても年金額の算定については、すべての地方議会議員に共通した規定となっている。

したがって、上記のような現行規定やその趣旨を踏まえれば、年金額の算定については、従来どおり、都道府県議会、市議会、町村議会に対して、同一の取扱いとすることが必要である。

② 給付の引下げと財産権の保障との関係について

憲法で保障された財産権との関係で、既裁定者に対する給付の引下げが認められるためには、判例に示された基準（i）財産権の性質、ii）財産権の内容を変更する程度、iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益）の観点からの検討が必要であり、それぞれの基準について、次のようなことが言えるものと考えられる。

i）財産権の性質

地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金である。

ii）財産権の内容を変更する程度

仮に、給付を更に1割程度引き下げたとしても、引下げ幅は、退職年金については平成18年改正による10%引下げ後の退職年金受給者世帯の平均収入の約2.5%に、遺族年金については遺族年金受給者世帯の平均収入の約2.7%にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は限定的なものである。

iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益

既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を

超える掛金の引上げや、現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる。このことは、結果として既裁定者の権利を保護することにつながる。

以上の検討を踏まえると、きわめて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況の下で、現役会員の負担を更に引き上げること、現役会員の給付を更に引き下げること、激変緩和負担金など地方公共団体の負担を引き上げること、高額所得者の支給停止措置の強化をすることなど、取りうる対応策を十分とった上で、給付の引下げをする際の低所得者に対する配慮措置を充実することにより、遺族年金も含めた既裁定者に対する給付を1割程度まで引き下げることが、憲法上も許容されるものと考えられる。

このため、今回の給付と負担の見直し案では、他の見直しを行った上で、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者に対する給付をA案の場合は10%、B案の場合は5%引き下げることとする。

5. 廃止をする場合の考え方について

上述のような給付と負担の見直し案に加え、本検討会では、次のとおり、地方議会議員年金の廃止をする場合の考え方について検討した。

(1) 廃止をする場合の考え方について

① 基本的な考え方

国会議員互助年金については、平成18年4月に廃止されたところである。国会議員互助年金と地方議会議員年金とは、制度の基本的性格、運営方式、国庫負担率（公費負担率）及び平均年金額等の実態が異なっているものの、国会議員互助年金に準じて地方議会議員年金が創設された経緯に鑑み、廃止をするのであれば、国会議員互助年金の廃止にならない、現受給者・現会員に対して十分な保障をした上で、廃止することとする。

地方議会議員年金は、既に平成14年・平成18年改正により、現会員の給付の約30%引下げ（50/150→36/150）、既裁定者の給付の10%引下げ（50/150→45/150）が行われているところであり、国会議員互助年金以上の給付の引下げが既に実施されていることから、現状の状態で廃止することとする。

また、国会議員互助年金にならい、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

廃止をした場合、財源の約6割を占める現役会員の掛金収入がなくなることから、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源を、例えば、会員の報酬総額に応じて、各地方団体が公費で負担することとなる。

また、平成23年度は統一地方選挙の年にあたり、任期満了により12年の受給資格を得る者が約5,000人存在することから、廃止法の施行を平成23年春とすることも検討する必要がある。

② 現職議員の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、受給資格を満たしている者（在職10年以上）は、納付金総額の80%を退職時に受給するか、又は、退職後、廃止前（平成18年3月時点）の法律により年金額の15%引下げをした年金を受給するかを選択できる制度となっている。

地方議会議員年金を廃止する場合には、受給資格を満たしている者（在職12年以上）については、掛金総額の64%（廃止前の法律の一時金の最高支給率）を退職時に受給するか、退職後、廃止前の法律による年金を受給するか選択できる制度とすることとする。

また、地方議会議員年金は、上述のとおり、国会議員互助年金よりも給付水準を引き下げているため、廃止前の法律による年金を受給することを選択できる制度とするが、年金を受給することを選択した者については、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

具体的には、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得（総所得金額ベース）との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止し、最低保障額は廃止することとする。

国会議員互助年金の廃止の場合、受給資格を満たしていない者（在職10年未満）は、廃止前の法律で一時金として設定されている納付金総額の80%を退職時に受給する制度となっているが、地方議会議員年金を廃止する場合も同様に、受給資格を満たしていない者について廃止前の法律で設定されている在職年数に応じた一時金率で支給することとする。

なお、国会議員互助年金の廃止の際、廃止前は一時金が支給されてい

なかった在職3年未満の者に対して、一時金を支給することとしていることから、地方議会議員年金を廃止する場合についても、同様に、在職3年未満の者に対して一時金を支給することとする。

③ 退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付については、年金額に応じて最大で10%の給付の引下げを行った上で、退職年金の支給を継続している。

地方議会議員年金を廃止する場合は、上述のとおり、平成18年改正で一律10%の給付引下げを行っていることから、廃止前の法律により退職年金の支給を継続することとする。

ただし、高額所得者については、②と同様に、支給停止措置を強化することとする。

④ 退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付については、廃止前の法律に基づき支給を継続している。

地方議会議員年金を廃止する場合においても廃止前の法律に基づき支給を継続することとする。

(2) 廃止する場合に必要な費用

(1)の考え方にしたがって廃止する場合に必要な費用を試算すると、都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会を合わせた総額では、約59年間の累計で約1兆3,377億円必要となる。単年度においては、平成23年度で約739億円と見込まれるが、その後、平成33年度には約526億円、平成43年度には約290億円と逡減していき、平成47年度から平成48年度頃において、給付と負担の見直し案(A案)よりも、単年度の公費の額は少なくなる見通しである。

(3) 廃止をする場合の考え方に対する意見

本検討会においては、廃止をする場合の考え方については、次のとおり意見があった。

- ・ 受給資格を有する現職議員に対する一時金の支給率については64%ではなく、国会議員互助年金並に80%とするべきであるとする意見があっ

た。

- ・ 廃止の場合の公費負担額が当面多額となることから、国民の理解を得る必要があり、場合によっては一定の給付引下げが必要となる可能性もあるのではないかとする意見があった。
- ・ 度重なる給付と負担の見直しにより、現職議員には負担に耐えられず、廃止をした方がよいと考える者もいるのではないかとする意見があった。
- ・ 地方分権の進展等、社会情勢の変化により、今後の地方議会議員年金財政の動向は不透明であり、その際は何らかの見直しを再度行う必要があることを考えれば、廃止も一つの選択肢ではないか、とする意見があった一方で、廃止により地方議会議員の担い手が確保できなくなることを懸念する意見があった。

6. 終わりに

【P】